

「オホーツク管内専門家チーム巡回相談」 活用手順

幼児教育施設、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
※公立・私立を問いません

＜特別な教育的な支援が必要な幼児児童生徒が在籍＞

以下の3点を満たしている場合、巡回相談の実施が可能です。

- 各学校等の校内支援委員会や各市町村連携協議会等において支援や合理的配慮の内容について検討している。
- 個別の教育支援計画を作成し、支援や合理的配慮の内容、関係機関等との役割分担等を明確にしている。
- 発達支援センター又は通級指導教室を利用している場合、当該幼児児童生徒への支援や合理的配慮の内容について保護者と関係機関が情報共有を行い、相談の必要性を共通認識している。

巡回相談の申し込み

- ・「オホーツク管内専門家チーム巡回相談要請書（様式1）」及び個別の教育支援計画等、現在の支援や合理的配慮の内容が分かるものを提出してください。
- ・「同意書（様式2）」は、各園・学校等で保管してください。

市町村立

各市町村教育委員会を通じて教育局へ提出

申込の時期

6月28日（金）まで

※6月以降に保護者から要望のあったケースについては、随時受け付けます。
※実施希望日の2週間前までに要請書等を提出してください。

道立・私立

直接、教育局へ提出



オホーツク教育局管内特別支援連携協議会事務局

担当：オホーツク教育局義務教育指導班

電話：0152-41-0757



【オホーツク教育局管内専門家チーム 巡回相談員の構成】
特別支援学校教諭、発達支援センター職員、相談支援事業所職員
義務教育指導班指導主事（特別支援教育スーパーバイザー）

受付後～日程、派遣する巡回相談員（1～2名）を調整し、派遣通知を発出

巡回相談の実施（7～12月）

- ・授業参観
- ・保護者面談、ケース会議

※心理検査実施の場合は、後日結果を書面にて報告します。

※保護者面談、ケース会議には、基本的に教育委員会の同席をお願いします。



相談後の対応内容の報告（相談実施後3週間以内）

- ・巡回相談での助言内容を踏まえて更新した個別の教育支援計画等を提出してください。

市町村立

各市町村教育委員会を通じて教育局へ提出

道立・私立

直接、教育局へ提出



オホーツク管内専門家チーム会議